

提 案 理 由

議案番号	提 案 理 由
報告第 1 4 号	<p>〔専決処分の報告について〕（損害賠償の額を定めることについて）</p> <p>令和 4 年 5 月 5 日に三次市十日市中一丁目 1 3 番 3 6 号地先，市道京蘭寺十日市線の路上で発生した，道路側溝と車道部分の斜面にフロントスポイラーが接触したことによる車両物損事故の損害賠償額を専決処分したため，市議会に報告するものである。</p>